

## (24) 教育職員免許状の取得について

ここに記載されていることは、平成27年(2015年)度に入学した学生に適用されます。

平成27年(2015年)度に入学した学生以外の方は、各自の入学した年度の学生便覧の記載に従ってください。

本学部の学生で、教育職員免許法及び同法施行規則により定められた単位を取得した者は、次の免許状を取得することができる。

### 1 免許状の種類及び免許教科

教育職員免許状の種類	免許教科
高等学校教諭一種免許状	商業

### 2 基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数		
		教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	教科に関する科目
高一種免	学士の学位を有すること	25	16	20

### 3 免許状取得に関する単位修得方法

#### 1) 高等学校教諭一種普通免許状

区分	欄	科目	左記科目に含むべき内容	最低修得単位数	
専 門 に 関 する 科	教 職 に 関 する 欄	第二欄 教職の意義等に関する科目	① 教職の意義及び教員の役割	①②③の内容を含んで2単位以上	2
			② 教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)		
			③ 進路選択に資する各種の機会の提供等		
	第三欄 教育の基礎理論に関する科目	① 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	①②③の内容を含んで6単位以上	6	
		② 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
③ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項					
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	① 各教科の指導法	それぞれ授与を受けようとする免許教科ごとに2単位以上	8		
	② 教育課程の意義及び編成の方法				
③ 特別活動の指導法					
④ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)					
第五欄 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	① 生徒指導の理論及び方法	①②③の内容を含んで4単位以上	4		
	② 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
	③ 進路指導の理論及び方法				
第五欄		教育実習	3単位以上(事前事後指導1単位を含む。)	3	

目	第六欄	教 職 実 践 演 習	2 単位以上	2
		教 職 計	2 5 単位以上	2 5
	に 教 科 又 は 教 職 関 する 科 目		最低修得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」、若しくは「教職に関する科目に準ずる科目」について 1 6 単位以上	1 6
	す 教 科 関 する 科 目	商業	授与を受けようとする免許教科ごとに別表に掲げる内容を満たして 2 0 単位以上	2 0
		合 計	6 1	

2) 教育職員免許法施行規則 6 6 条の 6 に定める科目

<昼間コース>

授 業 科 目	単位数
○日本国憲法	2
○健康・スポーツ科学 ○するスポーツ演習	2 2
○総合英語 1 ○総合英語 4	1 1
○情報処理入門（情報機器の操作を含む。）	2

<夜間主コース>

授 業 科 目	単位数
○憲法 I	2
○健康・スポーツ科学 ○するスポーツ演習	2 2
○英語（ネイティブ） ○英語（オラコン）	2 2
○情報処理入門（情報機器の操作を含む。）	2

※ ○印は、必修科目とする。

4 教職に関する科目（教育学部開講科目）

掲示により確認すること。

◎教育実習

- (1) 教育実習は、4年次の前期に2週間各自の出身校で履修すること。
- (2) 教育実習を行う前年度までに、教育実習履修資格単位数を修得しておくこと。（下記参照）
- (3) 教育実習に関する手続きの詳細は、その都度掲示により連絡するので期限厳守で手続きを行うこと。
- (4) 事情により教育実習を辞退する場合は、速やかに教務学生グループへ届け出るとともに、出身校に必ず連絡すること。

※ 教育実習履修資格単位数

以下に掲げる科目を各 2 単位以上、計 1 6 単位修得済みであること。

- |  |                        |
|--|------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 教職の意義等に関する科目</li> <li>② 教育の基礎理論に関する科目</li> <li>③ 教育課程及び指導法に関する科目</li> <li>④ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</li> </ol> | } 各 2 単位以上<br>計 1 6 単位 |
|--|------------------------|

